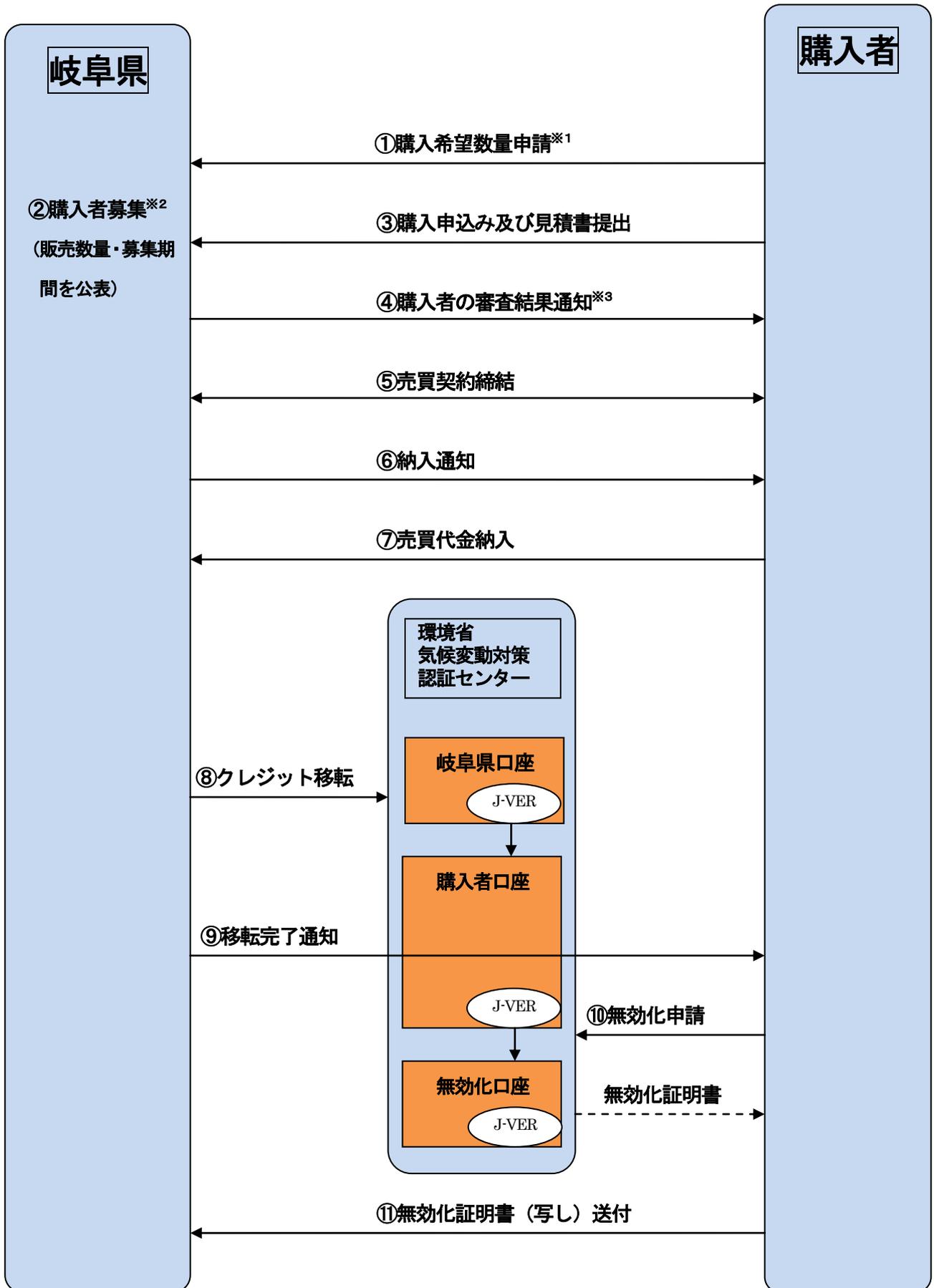


岐阜県営水道 J-VER の販売の流れ



①購入希望数量の申請

・「岐阜県営水道 J－V E R 購入希望数量申請書」により、購入希望数量を県へ申請します。

※1：募集中の案件に対して購入申込みを行う場合は不要です。(③からの手続きとなります)

②購入者募集

・県のホームページにより、販売数量、募集期間、各種様式等について、お知らせします。

※2：販売予定価格が岐阜県会計規則第140条の2に規定する金額以上となる場合は、別途、競争入札とする場合があります。

③購入申込み及び見積書提出

・購入希望者は、募集期間中に「岐阜県営水道 J－V E R 購入申込書」及び「見積書」を県へ提出します。

④購入決定通知

・県は、J－V E R 活用の妥当性及び見積価格を審査し、購入者を決定します。

※3：申込みいただいた中から、見積金額が販売予定価格（別途、県が定める）以上で、最高の価格で申込みをした者を購入者に決定します。

・県は、購入希望者へ審査結果を書面で通知します。

⑤売買契約締結

・県と購入者は、売買契約の締結を行います。

⑥納入通知

・契約の締結後、県から納入通知書を発行します。

⑦売買代金納入

・購入者は、県が発行する納入通知書により、期日までに代金を納入します。

・購入者は、納入通知書の領収書の写しを、電子メール又はファックスにより県に送付します。

⑧クレジット移転

・県は、売買代金納入の確認後、気候変動対策認証センターのシステムを使用し、購入者の保有口座にクレジットの移転を行います。

⑨移転完了通知

・県は、クレジット移転が完了したことを購入者に通知します。

⑩無効化申請

・購入者は、保有口座へのクレジット移転を確認し、環境省気候変動対策認証センターへクレジット無効化を申請します。

⑪無効化証明書（写し）送付

・購入者は、無効化証明書が発行されたら、その写しを電子メール又はファックスにより県に送付します。

<備考>

・購入者が口座を保有していない場合は、県が無効化の手続きを行います。